

別紙

社会生活を維持する上で必要な施設等

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ等 通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される 福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の 入所の用に供する部分に限る。）
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパー・マーケット 等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウト サービスを含む。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、モノレール、船舶、航空機、物流サービ ス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理 関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理